

第 1365 回東京都建築審査会

同意議案

同 意 議 案

開催日時 令和6年11月18日 午後1時30分～午後2時14分

開催場所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

出席者 委 員 杉 藤 崇
" 関 葉 子
" 加 藤 仁 美
" 八 木 佐千子
" 木 下 一 也
" 伴 宣 久
" 藺牟田 洋 美

幹 事 飯泉市街地建築部長
" 茂木多摩建築指導事務所長
書 記 鈴木市街地建築部調整課長
" 佐藤市街地建築部建築指導課長
" 上原市街地建築部建築企画課長
" 大谷多摩建築指導事務所建築指導第一課長
" 桑原多摩建築指導事務所建築指導第二課長
" 大野多摩建築指導事務所建築指導第三課長

○鈴木書記 それでは、ただいまから第 1365 回東京都建築審査会を開催いたします。

それでは、本日の議題につきまして申し上げます。本日の議題は、お手元に配付してございますとおり、1 番目に同意議案といたしまして個別審査分 3 件のご審議をお願いいたします。2 番目に協議事項がございます。

以上が本日の議題でございます。

なお、関委員から 6 建審・請第 2 号審査請求事件の議題に対しまして回避の申し出がございます。関委員には当該事件の協議・報告事項の際には退席をお願いいたします。

それでは、議長、よろしくをお願いいたします。

○杉藤会長 それでは、同意議案の審議をいたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○鈴木書記 最初は建築指導課が所管いたします個別審査案件の説明となります。

それでは、建築指導課よりお願いいたします。

○佐藤書記 それでは、議案第 18 号につきましては、次の議案第 19 号と同一の計画になりますので、続けて説明してもよろしいでしょうか。

○杉藤会長 よろしくをお願いします。

○佐藤書記 それでは、まず議案第 18 号についてご説明いたします。

建築主は赤坂七丁目 2 番地区市街地再開発組合、建築敷地は港区赤坂 7 丁目 601 番、地域地区及び建築物の概要等は議案書に記載のとおりです。

調査意見をご覧ください。本計画は、共同住宅、自動車車庫、事務所、専修学校、物販店舗、飲食店等を新築する計画であり、敷地が第二種住居地域に指定されております。自動車車庫の一部がタワー式のエレベーター式であり、国の通達によりまして階数が 3 以上となることから、建築基準法別表第 2（へ）項の第 4 号によりまして第二種住居地域に建築できない建築物となります。このため、建築基準法第 48 条第 6 項ただし書きによる許可申請がなされたものでございます。

A3 資料の表紙から 4 枚おめくりいただきまして、4 ページをご覧ください。右下に記載がございます。赤枠の計画地は、地下鉄青山一丁目駅の東側、赤坂駅の北西側にそれぞれ位置し、いずれも約 500m の距離にあります。敷地の北側は沿道の街区を挟み青山通りがあり、さらに北側は赤坂御用地が広がっており、また、西側には高橋是清翁記念公園がございます。

次に、2 ページにお戻りいただきまして、計画建築物についてご説明します。

狭隘な道路の拡幅、老朽化建物の更新等を行いまして、土地の合理的かつ高度利用及び都市機能の更新を図るため、高度利用地区を活用した赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業が本件計画でございます。

計画につきましては、高層棟と中層棟で構成されまして、共同住宅を中心として事務所、店舗等の用途であり、地上46階、地下1階、建築基準法上の最高高さは163.45mでございます。駐車場につきましては、附置義務台数225台に対しまして295台を整備する計画です。

次の3ページをご覧ください。左上の用途地域図ですが、本敷地は全て第二種住居地域となっておりまして、容積率は400%、建蔽率が60%ですが、高度利用地区が定められておりまして、容積率の最高限度は700%、建蔽率の最高限度は40%が指定されております。右下の図は都市計画に位置づけられた地区施設でありまして、周辺道路を拡幅するほか、新たに広場、緑地を設けまして、歩行者専用通路、歩道状空地を整備する計画です。

次の5ページをご覧ください。周辺状況の写真になります。計画地は老朽化した中小の建物が建っておりまして、現在解体工事中でございます。

6ページをご覧ください。周辺建物の利用状況になりまして、青山通りに面して事務所が建ち並んでいる状況です。また、青山通りは整備が完了している幅員40mの都市計画道路になります。

次の7ページは周辺も含めた用途地域図になりまして、北側は日影規制のない商業地域です。

9ページから12ページまでは地区計画の計画書になりまして、関係する箇所を下線を引いております。

13ページは、道路と緑のそれぞれネットワークを模式図で示しております。

次に、14ページから16ページは、地域の課題や特徴、目標とすべき事項などをまとめております。

17ページからは、建築計画において周囲の住環境に配慮した事項になります。配棟計画につきましては、高層棟を敷地中心部に配置することによりまして、高層部分は周辺の建築物から十分離隔を確保し、採光、通風などの配慮を行っております。

次の18ページをご覧ください。駐車場は1階の南東側に出入口を設け、タワーパーキングの乗り込み口や本体を建物内に格納し、美観に配慮し、騒音、振動、ライトグレ

ア、排気ガスの影響を敷地外に与えない計画でございます。

19 ページにつきましては、タワーパーキングを断面図等でお示ししてございまして、周囲と耐火構造によりまして防火区画を設け、不活性ガスの消火設備、これは窒素のガスということですが、こういった消火設備を設けて防火上も考慮されてございます。

22 ページ以降につきましては交通上の配慮を記載してございます。交通影響の予測では、交差点需要率 1.0 未満、歩行者交通量検証ではサービス水準 A となりまして、周辺の交通に与える影響は軽微であることを確認してございます。また、周辺道路の拡幅を行いまして歩行者専用通路、歩道状空地を新設することによりまして歩車の分離を行いまして交通の安全性を向上させます。

33 ページにつきましては風環境に関してですが、諸手続の中で影響を検証したものをおつけしてございます。問題はございません。

34 ページからは、配置図、各階平面図、立面図、断面図、タワーパーキング関係図面と続きまして説明を省略させていただきます。

ページを飛びまして、71 ページをご覧ください。都市計画に関しまして地元港区へ意見照会を行いまして、支障ない旨の回答を得ております。

次ページ以降は公聴会議事録要旨を添付しております。10月24日に公聴会を開催いたしましたが、利害関係人の出席及び意見書の提出はございませんでした。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、2枚目の調査意見の後段をご覧ください。以上によりまして、建築基準法第48条第6項ただし書きの規定に基づき、第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したいと考えてございます。

続きまして、議案第19号についてご説明いたします。

建築主は赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合、建築敷地は赤坂7丁目601番、地域地区等及び建築物の概要は議案書記載のとおりでございます。

議案書の調査意見をご覧ください。本件は、計画建築物から生じる日影が建築基準法第56条の2第1項に抵触することから、同項ただし書きに基づく許可申請がなされたものでございます。

次に、3ページの用途地域図をご覧ください。計画地は第二種住居地域にありまして、北側は商業地域、青山通りからさらに北側は第一種中高層住居専用地域となっております。

次の4ページをご覧ください。周囲は事務所や共同住宅が建ち並んでございます。

続きまして、6ページから8ページが日影図になります。

まず6ページですが、これが時刻別の日影図になります。

次の7ページがその拡大図となっております。

8ページにつきましては、等時間の日影図になりまして、詳細にご説明いたします。

まず、計画地のすぐ北側につきましては日影規制がない商業地域でございますけれども、青山通りの中心線から北側は第一種中高層住居専用地域に指定されております。第一種中高層住居専用地域では、5mラインで3時間、10mラインで2時間の日影規制がございます。このため、本計画におきましては、用途地域境であります青山通りの中心線が実質的な規制ラインとなります。紫色のラインですが、これが2時間の等時間日影線、黄色が3時間の等時間日影線ということになります。黄色の3時間の日影線は青山通りの中心線に収まっております。ただし、紫色の2時間の日影の線が青山通り中心線を越えております。だいたい色の着色がこの線を越える日影部分となっておりますが、全て青山通りの道路部分に収まっております。

次に、本許可に関係します国の通達をご説明いたします。資料を戻っていただきまして、A3の2枚目で右下に1ページ別紙とある通達をご覧ください。建築基準法第56条の2、日影規制に係る許可制度の適切な運用についてになります。左側の赤囲み部分になりますけれども、日影を生ずる区域が建築物の敷地とならないような措置が講じられており、日影規制を適用する意味がないと認められる場合はただし書き許可の運用が適切であることが示されてございます。今回の規制に不適合となる範囲につきましては都市計画事業が完了している青山通り部分でありまして、当該部分は将来的にも道路として維持管理されることから許可の運用が適切であると考えてございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、後段をご覧ください。以上のことから、本件は土地の状況等により周囲の住環境を害するおそれがないと認め、許可したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○杉藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して委員の方からご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。

○関委員 幾つか伺いたいのですけれども、まず交通上の影響が少ないという結果になっているのですけれども、本当かなと思って、結構車が止まる計画なので、このタワーパー

キングはタワーの人だけが使うのであって、来訪者は使わないという前提でのシミュレーションになっていますでしょうか。

○佐藤書記 この駐車場につきましては、それぞれの用途ごと、面積ごとに換算してその必要な台数を算出してございます。なので、利用者、例えば店舗であれば、その店舗の利用者もありますけれども、当然来客も入ってございますし、あとは住宅につきましても一定程度余裕を見込んでいますので、来客とか、そういった方用の面積も満たして必要台数、附置義務よりもかなり大きく台数を取っていますので、そこは十分余裕を持って計画しているかなと思います。

○関委員 駐車台数の余裕という意味ではなく、周りへの交通影響が、どこかにあったような気がしたのですけれども。

○佐藤書記 交通影響は、26 ページからは歩行者で、議案第 18 号の 22 ページになりません。

○関委員 歩行者に与える影響は少ないとあるのですけれども、必ずしも周りに太い道路があるわけではないと思うので、この検証が本当に確かと言えるのか、なかなか難しいかもしれないのですけれども、この建物を出入りする車の量の問題としてそれが本当に歩行者に影響がないと言えるのかということなのですが。

○佐藤書記 交通量の調査の詳細の検討ということで、国が監修してございます大規模開発地区関連交通計画マニュアルという一般的に大規模開発のそういった交通検証を推計するマニュアルがあるのですけれども、本計画につきましても計画建築物の用途ごとの床面積に応じ予測して検証してございまして、具体的に今回この計画につきましては、令和 2 年度に高度利用地区とか都市計画決定がされてございます。その都市計画に当たりまして事前に事業者が都市計画の提案を区に行ってございまして、その際に警視庁、交通管理者とか、あるいは東京都の所管、当局の道路関係の部署がありまして、そういった関係部署に協議しておりまして、今回客観的な調査結果になっていると考えてございます。

○関委員 分かりました。ありがとうございます。都市計画で決められているというのには理解しております。

都市計画のときから建物のボリュームとしては同じ大きさが想定されていたということになりますでしょうか。

○佐藤書記 都市計画提案時も今回の申請と同じ地上 46 階の計画でございまして、それで都市計画決定をしております。

○関委員 分かりました。

最後に、マンションも建っているので大丈夫だとは分かるのですが、青山通りに面しないでこれだけのボリュームのものが建つのだなと思ったのですが、目の前の建物が幾つかあって、それは入っていないのですよね。

○佐藤書記 そうですね。青山通りに面している街区が別でございます。

○関委員 説明としては、もう都心部でかなりそういう高層化が都市計画決定でも誘導されているので、大きな通りに面していなくてもこれだけのものが建ちますという説明になるのですか。

○佐藤書記 はい。本計画につきましては、委員のおっしゃるとおり、青山通りには面してございませんが、直近している場所で薬研坂通りに面しているという立地で、周辺エリアにつきましては、本計画と同様の再開発事業によりまして業務、商業、住宅等を中心とする一体的な複合開発が竣工しており、まだこの地区以外にも進んでいる開発がございます。本地区につきましては、立地特性を踏まえまして、都市にふさわしい魅力と活力ある複合市街地の形成を図る趣旨で地区計画による区画道路や広場、歩行者通路などの基盤整備を行うとともに、高度利用地区が適用されまして容積率の最高限度が700%と定められてございます。

○関委員 ありがとうございます。

○杉藤会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○伴委員 駐車場に関して、今ボリュームの話とか交通に対する支障の話、歩行者の支障の話があったのですが、商業施設もあると思うのですが、いわゆる荷さばきとか、あと障害者用のスペースはどこに記載してあるのでしょうか。

○佐藤書記 駐車場につきましては、議案第18号ですと、まず平面図なのですが、1階平面図が36ページにありまして、この敷地の南側から車のイン・アウトという計画になってございます。2棟ございますけれども、それぞれ建物内に駐車スペースがありまして、例えば機械駐もタワーパーキングもありますけれども、平置きスペースもございまして、例えば中低層棟のほうですと、図面の上、北側に車椅子駐車場のマークがありまして、乗り降りする必要なスペースも含めて確保している計画です。そのほか荷さばきにつきましても同様に配置されております。

36ページの中低層側の北側に業務・商業用駐車場という記載がございますので、高層

棟につきましてもタワーパーキングの右側、東側に少し大きな駐車スペースがありますので、ここは荷さばき等の活用をする計画でございます。多少大きなトラック4t程度は十分入って荷さばきできるということでございます。

○伴委員 分かりました。ありがとうございます。

○杉藤会長 八木委員。

○八木委員 2つあって、1つは駐車場の件なのですが、今、議案第18号の前半のほうの8ページを見ているのですけれども、右半分の表の一番下のところで赤い太線で囲ってある部分なのですけれども、まず第二種住居地域だと、300㎡を超えて、さらに3階以上のものは許可されないよということで、その下のところに「独立で許容されるものは許容」と書いてあるのですけれども、これはどういう意味なのかなというのが1つ。もしかしてタワーパーキングが独立していればこれは許容されるということだったのでしたっけということが、そこからいいですか。

○佐藤書記 この表につきましては、上にグレーの真ん中につきましては建物の用途がありまして、附属する駐車場になります。右側につきましては、駐車場が附属せず独立して単体で設ける場合の規制でございまして、基準法上、附属するものは主体の用途が相応の規模であれば、それに附属する駐車場も必要だと。一方で、独立している貸し駐車場とか、そういったものと、規模については別に定めており、今回は附属する駐車場になります。

○八木委員 そうすると、「独立で許容されるものは許容」という意味がよく分からなかったのですけれども、どう読めるのですか。

○佐藤書記 今回、第二種住居地域でございまして、附属する駐車場の限界はあるのですけれども、ただ、今回は3階以上の階になるということで許可が必要ということになります。

○八木委員 では、この議題とは違うかもしれないのですけれども、「独立で許容されるものは許容」というのは、右を見ると、今度は独立の欄に行くと、床面積が300㎡以内かつ2階以下のものを許容するよというような見方ですか。

○佐藤書記 そのとおりでございます。

○八木委員 分かりました。

それで、今、附置義務駐車場で200台を超えるようなものが必要ということは、当然床面積でいうと300㎡は超えることになりまして、そもそも第二種住居地域でこの規模のマ

ンションを建てるということは必ず建築審査会を通さなければいけない、そういうことになるかなと思うのです。それこそそういうのが毎度こうやって出てくることになるので、それこそもうちょっと簡単に審査できないのかなというのが1つと、あるいは用途を変えるのは難しいのでしょうか、附置義務駐車場の台数とかをもうちょっと緩和するか、そういう方法はないのかなと思ったのです。条例と用途規制と法規がちぐはぐな状態なのではないかと思ったのです。その辺はどう考えたらいいのでしょうか。

○佐藤書記 ご質問ありがとうございます。

まず1点目のこういった大規模開発でタワーパーキングの許可につきましては確かに委員のおっしゃるとおり頻繁に出ている状況なので、現在、許可の一括ということも含めて検討している状況でございます。

こういった駐車場につきましては、都市のモータリゼーションという観点で、かなり自動車駐車が切迫している状況があつてということで建築物に取り込んでということですが、例えばこういった許可につきましても国の通知がございまして、道路混雑が生じないように建築物の許可について適切に運用して建築計画が可能なようにということで進めてございます。

○八木委員 もう1つ、第19号、日影規制のほうなのですが、結論としては青山通りにしか影が落ちないのでいいのではないかと私も思うのですけれども、こういう事例はほかにも今まであったのでしょうか。道だけに落ちているので法を逸脱してもいいのではないかということなのですけれども、その辺はいかがですか。

○佐藤書記 今回の類似のものとしまして、過去に、平成17年になりますけれども、高架下に広場を設けている部分の日影が法に不適合であるけれども、高架下というところで、そもそも日影が生じることについては住環境を害しないということで許可している事例がございました。

○八木委員 分かりました。

○杉藤会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○加藤委員 許可に関して異論はないのですけれども、非常にソフトな話題になりますが、第18号の14ページ、「建ち並ぶ老朽マンション」と書いてあるところです。区分所有マンションが幾つかあり、その更新が進まない中で、それもきっかけで市街地再開発事業が進められるのだと思います。ものすごく時間をかけてかなりの地権者の方々との合意形成

を調べて実現したと理解をしているのですけれども、では、この老朽化した区分所有マンションにお住まいの方はこのタワーマンションに住まわれているのか、それが非常に気になるまして、それがもし分かれば教えていただきたいです。

それから権利変換の内容を教えてください。

○佐藤書記 本件は市街地再開発事業でございますので、所定の手続を経て計画立案されてございまして、14 ページにも3棟のマンションの表示がありますが、そのほかにも狭小敷地があるようですので、そういった地権者の合意形成を経て権利変換を行ってまとめている計画でございます。通常転出する方も少なからずいることも当然ありますし、引き続き床の権利を取得して入居する方もいらっしゃると思います。計画を見ますと、大きな住戸もありますけれども、小さい住戸もありますので、様々な権利者に対応するよう合意形成を図り、時間もかなり要してまとめている計画と見て取れます。

○加藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○杉藤会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次をお願いします。

○鈴木書記 続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします個別審査案件の説明となります。

それでは、多摩建築指導事務所よりお願いいたします。

○大谷書記 よろしく申し上げます。

それでは、議案第1029号を説明させていただきます。

本件でございますが、一戸建ての住宅を新築するに当たりまして、法第43条第2項第2号の適用について許可申請がなされたものでございます。

建築物の概要につきましては、おめくりいただきまして、様式2の上段の表をご参照ください。下段の調査意見、2(2)道と敷地の現況等にごございますように、本件敷地につきましては一部の幅員が4mに満たない道に接するものでございます。この道について、現況の道を拡幅し、幅員4m以上とする道の協定について権利者全員の承諾が得られていないなどの理由から一括審査基準により取り扱うことができず、個別審査をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、右肩に「様式3」と記載があります資料をご覧ください。上段案内図にお示ししておりますとおり、申請地につきましては狛江市駒井町2丁目に位置してございます。下段の配置図をご覧くださいとご確認いただけますが、本件に係る

道につきましては、配置図の赤い色でお示ししたとおり、東側及び西側で法第 42 条 1 項 1 号道路に接続する現況幅員 3.255m から 4.012m、延長においては 88.58m の道でございます。

2 枚おめくりいただきますと、A3 使いの「**2**」と記載がございます協定内容説明図に移ります。

配置図が中央でございますが、赤で囲われた敷地が、「申請地」と記載がございますが、本件の申請地でございます。東側及び西側の黄色に塗られている部分が建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路になります。これらの道路に交わって赤色に塗られている部分が本件の道になります。

本件道でございますけれども、道の西側、入り口部分、図中左上部分でございますが、こちらにおいて北側 50 cm ほど後退が必要となっております。申請地前面につきましては 2 から 4 cm 程度の後退が必要でございます。こちらは今回の申請行為の中で後退を図られるというものでございます。道の最小幅員につきましては、先ほどの道の西側入り口付近におきまして最小幅員 3.255m となるものでございます。

おめくりいただきまして、「**3**」と記載がございます現況写真でございます。本件道でございますが、左下の①番の写真で道の入り口、西側の入り口をご確認いただけます。写真に写り込んでおります左側の敷地が今回後退を図って承諾が得られていないというものでございます。道の中に入って進んでまいりますと、②番にお示ししますように左側に申請地が見えてまいります。さらに奥に進みまして反対側に振り返って道の西側を写した写真が右上にございます③の写真でございます。④の写真につきましては、さらに道の東側に抜けて道の入り口を振り返ってみた状況の写真でございます。

おめくりいただきまして、「**4**」と右肩にございます配置図をご覧ください。本件の建物でございますけれども、外壁及び軒裏につきましては防火構造としておりまして、外壁面から隣地境界線までの距離を 50 cm 以上確保した計画となっております。

さらにおめくりいただきまして**5-1**、おめくりいただきまして**5-2**、こちらのページに 1・2 階の平面図、「**6**」と記載のございます資料に立面図、「**7**」と記載のございます資料に断面図を添付しておりますので併せてご参照ください。

恐れ入りますが、最初の様式 2、A4 使いの縦のものにお戻りいただければと思います。本件でございますが、調査意見下段の 3、特定行政庁の所見という欄に述べさせていただいているとおり、現況の道につきましては将来にわたり維持管理されるものと見込まれま

す。また、幅員が不足する部分も将来的に後退して4 m 確保するということを協定に盛り込んでございます。今回の建築計画につきましても防火、避難上の一定の配慮がなされております。こうしたことから本件は交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認め、許可したいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○杉藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問・ご意見があればお願いいたします。

○関委員 様式3の案内図の赤い通路から黄色い道まで通路的なものがありますけれども、ここは赤い通路から南側の道路まで車で通り抜け可能なのでしょうか。

○大谷書記 ちょうど図中南側下に延びていく道のご質問かと思いますが、こちら、現地に参加すると、東西の赤い協定の道、それから交差点状になって南側の下って黄色の1項1号に至るまでアスファルト舗装されていて車も通行できる道状になってございます。

○関委員 分かりました。

あとは、やはりとば口の方は賛成されていないのですけれども、ここもやはり敷地面積は減らさないとか、そのまま何とか道路状にしてみようということができないかなと思っております。

○大谷書記 ご指摘ありがとうございます。今回こちらの所有者の方との調整経緯につきましては、残念ながら応答いただけなかったというものでございます。ただ、過去にはこちらの沿道の道で許可を頂いて協定の締結を図った案件もございまして、その際の交渉履歴などを見ますと、今、農地状で使っているのですけれども、なかなか後退するメリットがないということで、塀を取り払うとかそういったところの交渉もなかなか難しいような現況は確認できてございます。

○杉藤会長 伴委員、お願いします。

○伴委員 図の4なのでございますけれども、左上の敷地の配置図に南北から二重の赤の線が入って行って、下で西に曲がっている線があるのですが、これは何を示しているのですかという質問と、右下の図に青で「都市計画道路ライン」と書いてあるのですけれども、この都市計画道路ラインというのは何を示しているのでしょうか。

○大谷書記 4のA4使いの表の左上の図でございますが、ご指摘のありました赤の線で上から入ってカーブして西側に抜けているようなもの、こちらは都市計画線でございまして、実は現地も現況の敷地も一部かかっているものですから、右下の図の中にも都市計画

道路ラインということで青字で表示しているものでございます。

○伴委員 そうすると、この都市計画道路ラインというのは将来都市計画道路の敷地境界を示しているという理解ですか。それとも、センターは示さないのでしょうか。何を示しているのでしょうか。

○大谷書記 失礼しました。不案内で申し訳なかったですけれども、左上の赤い2つある線は都市計画道路のいわゆるライン、敷地境界とご指摘いただいた記載でございまして、そちらのうちの西側部分のみの線がこちらの敷地にかかっているものですから、右下の図の中には都市計画道路ラインがシングル線が入っているということで、右下の図の中に入っている都市計画道路ラインの青い線は、これもこれで都市計画道路の将来想定道路境界線、敷地境界線とご理解いただければと思います。

○伴委員 分かりました。ありがとうございます。

○杉藤会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○鈴木書記 同意議案に係る案件は以上でございます。

○杉藤会長 それでは、これより評議に移ります。

評議

○杉藤会長 それでは、同意議案についてお諮りします。第18号議案、第19号議案、第1029号議案、計3件の議案をご審議願いましたが、この3件の議案について原案どおり同意することによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○杉藤会長 ありがとうございます。それでは、同意することといたします。

何かほかにございませんか。よろしいですか。